

入札説明書

令和8年度シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業（大分北部流域・耶馬溪地域）の入札公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日：令和8年7月21日

2. 事業概要

- (1) 事業名 令和8年度シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業（大分北部流域耶馬溪地域）
- (2) 事業内容 「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る共通仕様書」及び「シカ等林業被害緊急対策に係る有害鳥獣捕獲等事業特記仕様書」のとおり
- (3) 事業場所 大分県中津市耶馬溪町大野々国有林23林班外
- (4) 履行期間 契約締結の日の翌日から令和8年11月30日まで
- (5) 本事業は、入札等を電子調達システムにより行う対象事業である。
なお、電子調達システムによりがたいものは、別添、「電子入札案件の紙入札方式の参加について」を提出し発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

3. 入札参加資格

本事業の入札に参加できる者は、次のすべてに該当する者とする。

- (1) 法人又は複数の法人の連合体であること。
- (2) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
また、予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9一般競争参加有資格名簿（全省庁統一資格）の「役務の提供等（その他）」において、「九州」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 複数の法人の連合体として入札に参加する場合は、当該連合体の構成員の全てが全省庁統一資格を有するとともに、構成員の全てが署名、押印した代表者選出届を添えて4（2）の申請を行い、これらの構成員がこの公告に係る発注案件に対して単体法人として入札を行わないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成26年12月4日付け26林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが連合体の代表者以外の構成員である場合を除く）。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）若しくは森林組合法（昭和53年法律第36号）等に基づき設立された法人等であって、上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(8) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(9) 本事業の実行体制

本事業の安全管理体制を確保するため、事業管理責任者1名を選任し、捕獲従事者及び作業従事者を業務量に応じて必要人数配置すること。なお、配置予定の事業管理責任者、捕獲従事者及び作業従事者は、常勤・非常勤を問わず、受託者が直接雇用する者であること。

①事業管理責任者

事業管理責任者は、本事業を適切に実施するため、安全管理体制の確保、捕獲従事者及び作業従事者への研修等を実施する責任者であり、事業全体を統括、監督する権限を有する者を指し、以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

(エ) 本事業と同様の捕獲事業に従事した実績を有すること。

②捕獲従事者

捕獲従事者は、鳥獣の捕獲等に従事する者を指し、配置予定の以下の要件を満たしていること。

(ア) 環境省等が実施する認定鳥獣捕獲事業者講習の安全管理講習及び技能知識講習を修了した者、または同等の講習を修了した者であること。

ただし、修了していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を修了することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

(イ) 捕獲手法に応じた狩猟免許を有していること。

(ウ) 救急救命講習を本事業実施前（公告日）3年以内に受講していること。

ただし、3年以内に受講していない者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに講習を受講することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

③作業従事者

作業従事者は、車両の運転、記録、連絡、わなの見回り、給餌、捕獲個体の運搬等、鳥獣の捕獲等に付随する補助作業及び事務作業に従事する者を指す。

(10) 損害賠償保険及び従事者傷害保険への加入

本事業に従事する者は損害賠償保険及び従事者傷害保険へ加入していること。

ただし、保険に未加入の者に対しては、事業開始前（委託契約書第6条に定める事業計画書提出時）までに保険に加入することによって資格を有することとし、要件を満たすものとする。

①損害賠償保険

銃による捕獲の場合は1億円以上、わなによる捕獲の場合は3千万円以上とする。

②従事者傷害保険

死亡保険金1千万円以上とする。

(11) 以下に定める社会保険等への加入

①健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

②厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

③雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

(12) 過去3年以内（令和4年4月1日以降で当年度は含まない）に法人として、当該事業と同様の捕獲方法による実績を有すること。

(13) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること（規範の内容に相当する既存の取組を含む）。

注：「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」及び「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業 個別事業者向け）」は農林水産省ホームページに掲載。

URL https://www.maff.go.jp/j/kanbo/sagyou_anzen.html

4. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記3に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び確認資料を提出し、分任支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、3(3)に掲げる全省庁統一の一般競争参加資格の認定を受けていない者も次に従い申請書及び確認資料を提出することができる。この場合において、3(1)から(2)及び(5)から(12)までに掲げる事項を満たしているときは、入札の時ににおいて3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札締め切りの時まで3(3)及び(4)に掲げる事項を満たしていることを分任支出負担行為担当官等に示さなければならない。

なお、3(9)の①(ウ)及び②(ウ)、(10)に掲げる事項についての確認資料を委託契約書第6条に定める事業計画提出時までに提出する場合においては、別途提出する旨を明記した書面を併せて提出しなければならない。

期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び確認資料の提出は、(2)②の受付場所に持参、又は郵送で提出すること。

(2) 申請書及び確認資料の提出等

提出書類は、次により電子調達システムにより、PDFファイル形式により送信すること。

①電子調達システムによる場合

(ア) 受付期間

令和8年7月22日から令和8年8月4日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(イ) 提出方法

電子調達システムの「提案書等提出」画面の提案書等フィールドに添付し提出すること。ただし、技術提案書等の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送(書留郵便に限る。)又は、電子メール(電子メール送信容量は6MB以内とする。)とし締切り日時までに必着すること。郵送又は電子メールにより提出する場合には、必要書類の一式を郵送又は電子メールにより送付することとし、電子調達システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送又は電子メールにより提出する場合は、次の内容を記載した書面(様式は自由とする。)を電子調達システムにより、申請書等として送信すること。

- ・ 郵送又は電子メールする旨の表示
- ・ 郵送又は電子メールする書類の目録
- ・ 郵送又は電子メールする書類のページ数
- ・ 発送年月日、会社名、担当者名および電話番号

郵送又は電子メールの場合の送付先は次のとおりとする。

〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 業務グループ 野生鳥獣対策官

電話 0973-23-2161

メールアドレス: ky_ooitaseibu@maff.go.jp

②紙入札方式による場合

(ア) 受付期間

令和8年7月22日から令和8年8月4日までの休日を除く毎日、午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送(郵便書留に限る。)により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(イ) 受付場所

上記①(イ)の送付先に同じ。

(3) (2)の期限までに申請書及び確認資料を提出しない者又は分任支出負担行為担当官が競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加することができない。なお、競争参加資格の有無については、令和8年8月10日までに電子調達システム又は書面により通知するが、通知期日を経過しても書面が到達しない場合には、競争参加希望者は令和8年8月12日までに提出先に確認を取ること。

(4) 上記(3)の通知において、競争参加資格がないと認められた者は、その参加資格がないと認めた理由について、次に従い書面(様式は自由とする。)により説明を求めることができる。

- ①請求期限：令和8年8月20日午後4時まで
- ②請求場所：上記（2）①（イ）の送付先に同じ
- ③請求方法：書面は、電子メールによる場合は、上記（2）①（イ）に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により連絡すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか、若しくは郵送（郵便書留に限る。）により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。
- ④回答：令和8年8月25日までに書面により回答する。
- （5）競争参加確認申請書は次により作成し、必要な書類を添えて提出すること。
 - ①確認申請書（別紙様式1）
 - ②全省庁統一資格の資格確認申請書の写しを提出すること。
 - ③法人としての捕獲事業の実績
法人としての捕獲事業の実績は、別紙様式2に記載すること。実績として記載した捕獲事業等の契約書等、事業内容が確認できる書類の写しを添付すること。
 - ④事業管理責任者の資格等
事業管理責任者に必要な資格等は、別紙様式3に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。
 - ⑤捕獲従事者
捕獲従事者に必要な資格等は、別紙様式4に記載する。資格、免許等については写しを添付すること。
 - ⑥損害賠償保険等（損害賠償保険・従事者傷害保険）及び社会保険等（健康保険・年金保険・雇用保険）の加入状況
配置予定の捕獲従事者及び作業従事者の損害賠償保険等及び社会保険等の加入状況は別紙様式5に記載する。損害賠償保険等及び社会保険等いずれも加入の内容が確認できる書類を添付すること。
 - ⑦「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況
「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範）林業」に沿った作業安全対策への取組状況について、「作業安全規範（個別規範）チェックシート（林業個別事業者向け）」（別紙様式6）に記入すること。個別規範の内容に係る詳細については、「作業安全規範（個別規範）解説資料（林業個別事業者向け）」を必要に応じて参照のこと。
- （6）申請書等及び確認資料作成のための説明会
申請書等及び確認資料作成のための説明会については実施しない。
- （7）競争参加資格の確認を行った日の翌日から開札の時まで期間に、競争参加資格があると認めた者が指名停止を受けた場合、当該者は競争参加資格がないものとする。
- （8）競争参加資格確認資料のヒアリング
競争参加資格確認資料のヒアリングについては実施しない。
- （9）その他
 - ①申請書等及び確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
 - ②分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等及び確認資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
 - ③提出された申請書及び確認資料は、返却しない。
 - ④提出期限以降における申請書及び確認資料の差し替え及び再提出は認めない。
ただし、配置予定の事業管理責任者に関し、種々の状況からやむを得ないもの

として分任支出負担行為担当官が承認した場合にはこの限りではない。

5. 入札手続等

(1) 担当部局

〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

電話 0973-23-2161

メールアドレス: ky_ooitaseibu@maff.go.jp

(2) 入札説明資料の配付または閲覧の期間及び場所

①期間: 令和8年7月22日から令和8年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

②場所: 〒877-0011

大分県日田市中城町1-1

大分西部森林管理署 総務グループ

電話 0973-23-2161

(3) 入札説明書に対する質問の受付期間及び場所

①期間: 令和8年7月22日から令和8年8月20日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

②場所: 5の(2)の②に同じ

③方法: 電子メールによる場合は、上記5(1)に示すメールアドレスに送信し、提出した旨を電話により連絡すること。紙提出による場合は、代表者又はそれに代わる者が持参するか若しくは郵送(郵便書留に限る。)により提出する。なお、郵送の場合は期限内必着とする。

(4) 質問に対する回答書の閲覧期間及び場

①期間: 令和8年8月21日から令和8年8月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

②場所: 5の(2)の②に同じ

なお、九州森林管理局ホームページから「公売・入札情報>公告中の入札説明書に関する質問及び回答」

(http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/apply/publicsale/koukoku_qanda/koukoku_q-a.html)にて閲覧することもできる。

(5) 現場説明

現場説明は行わない。

(6) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は電子調達システムにより提出すること。ただし承諾を得て紙入札による場合は、持参すること。

①日時: 令和8年8月26日午前10時05分開札

(郵送による入札を認める。その場合は書留扱いとし、令和8年8月25日午後4時までに必着とする。)

(ア) 電子調達システムによる入札の受付は令和8年8月21日午前10時00分

(イ) 電子調達システムによる入札の締切は令和8年8月26日午前10時00分

(ウ) 紙入札による入札の締切は令和8年8月26日午前10時00分とし、大分西部森林管理署会議室において行う。

②紙入札による入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。郵送による場合は、入札書と一緒に競争参加資格があると確認された旨の通知書を同封すること。また、開札の結果が不落となり、再度の入札を行うこととなった場合、郵送による入札者はこの再度入札に参加できないことをあらかじめ了解のうえ入札を行うこと。

②承諾を得て紙入札による場合の入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「8月26日開札、入札物件名記載、朱書きで入札書在中」を標記し、郵便により提出する場合（当発注機関が公告又は案内によって書留郵便入札を認めた場合のみ）は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封のうえ、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「8月26日開札、入札物件名記載、朱書きで入札書在中」と標記しなければならない。

④入札は大分西部森林管理署会議室において実施する。代理人が入札を行う場合は、委任状を提出すること。

⑤入札参加者は暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について入札前に確認しなければならない、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

⑥落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6. 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 契約保証金 免除

7. 開札

開札は、電子調達システムにより行うこととし、立会官を立ち会わせて行う。紙による入札の場合は競争参加者又はその代理人が立会い行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせ開札を行う。

8. 入札の辞退

- (1) 入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - ①入札執行前にあっては、入札辞退届を分任支出負担行為担当官等に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行う。
 - ②入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札担当職員に直接提出して行う。

9. 委託費内訳書の提出

- (1) 入札物件の第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した委託費内訳書を入札書とともに提出すること。なお、委託費内訳書の標準例は、別

添 1 のとおり。

(2) 提出された委託費内訳書は返却しないものとする。

(3) 提出された委託費内訳書について、分任支出負担行為担当官が説明を求めることがある。

10. 入札の無効

(1) 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は確認資料等に虚偽の記載をした者が行った入札及び九州森林管理局競争契約入札心得に違反した入札は無効とする。

なお、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すこととする。

(2) 暴力団排除に関する誓約事項（別紙 1）について、虚偽またはこれに反する行為が認められた入札は無効とする。

11. 落札者の決定方法

予決令第 7 9 条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12. 契約書の作成等

(1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日の翌日から起算して 7 日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和 6 3 年法律第 9 1 号）第 1 条第 1 項各号に規定する行政機関の休日を含まない）に別途示す契約書（案）により、契約書を取りかわすものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに、分任支出負担行為担当官等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。

(3) (2) の場合において分任支出負担行為担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 分任支出負担行為担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

(5) 概算払

概算払は行わない。

(6) 前金払

前金払は行わない

13. 関連情報を入手するための照会窓口

4 の (2) ① (イ) に同じ。

14. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等及び確認資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、4 (1) の確認資料に記載した配置予定の事業管理責任者及び捕獲従事者を当該事業に配置すること。

(4) 入札公告に係る発注案件の事業に適用される九州森林管理局競争契約入札心得

については、九州森林管理局ホームページの「森林管理局の仕事＞事業概要＞各種公表事項＞入札者注意等＞九州森林管理局競争契約入札心得」

(<http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/attach/pdf/index-19.pdf>)、また、各種契約約款については、「森林管理局の仕事＞事業概要＞各種公表事項＞入札者注意等＞各種契約約款」

(http://www.rinya.maff.go.jp/kyusyu/kouhyou/keiyaku_yakkan/index.html)からダウンロードすることもできる。

入札者注意書 (国有林野事業)

大分西部森林管理署

入札参加者は、入札公告書、契約書案、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号ごとに別様とすること。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たっては入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約金額）とする。
なお、所定の用紙を使用しない場合は「入札者注意書を承諾の上、入札する」旨明記すること。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項について入札前に確認をしなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとします。
- 8 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名、押印を必ず行うこと。
- 9 所定の時刻を過ぎた入札書は受理しません。
- 10 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。
 - ア 入札参加資格のない者のした入札
 - イ 入札金額・入札者名（代理人を含む。以下同じ。）の確認ができないもの。
 - ウ 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
 - エ 入札物件番号を付した場合にあっては、入札物件番号を確認できないもの。
 - オ 入札金額を訂正した場合において、訂正印の押印がないもの。
 - カ 郵便入札の場合にあっては、入札書が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
 - キ 入札保証金（その納付に代えて提供される担保を含む。以下同じ。）が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるとき（但し、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）
 - ク 暴力団排除に関する誓約事項について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
 - ケ その他入札条件に違反した入札書。
- 11 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができません。
- 12 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し出があっても受理しません。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し

出があっても受理しません。

- 13 開札は入札者の面前で行います。ただし、入札者又はその代理人が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行います。
- 14 開札の結果、予定価格に達する者がいないときは、直ちに再度の入札を行うことがあります。
- 15 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 16 落札となるべく同価格の入札をした者が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。
なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定します。
- 17 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとします。
- 18 入札書には、各入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 19 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額（入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- 20 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止します。
- 21 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 22 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。
- 23 入札を辞退した者は、これを理由として、以降の指名等について、不利益な取扱いを受けることはありません。
- 24 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、次により申し出ること。
ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参し、又は郵送する。
イ 入札執行中にあつては、入札辞退届又は辞退する旨を明確に確認することができる書面を直接提出する。
- 25 この契約によって生ずる代金の受領については、書面による承認を得た場合を除き第三者に受領の委任をすることができません。
- 26 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

別紙 1

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記 1 及び 2 のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴署の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を警察に提供することについて同意します。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2. 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて分任契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。